

介護職員処遇改善交付金キャリアパス要件等の届出について

京都府健康福祉部高齢者支援課

介護職員処遇改善交付金につきましては、平成22年10月サービス提供分から、キャリアパスに関する要件及び平成21年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件が追加されます。キャリアパス要件等の適合状況は、事業者からの届出により確認するとともに、適合状況により交付率が低減されることとなります。

つきましては、下記の事項にご留意の上、期限までにキャリアパス要件等届出書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) キャリアパス要件等届出書 (別紙様式6)
- (2) 介護職員処遇改善交付金対象事業所一覧表 (キャリアパス要件等届出)
(別紙様式6 (添付書類1))
- (3) キャリアパス要件に係る添付資料
(別紙「キャリアパス要件 添付資料整理表」参照)

※ (2)は、複数事業所一括で承認を受けている法人のみ提出してください。

※ (3)については、別紙「キャリアパス要件 添付資料整理表」を参考に、該当する資料を提出してください。

2 作成方法

記載例を参考に、承認申請単位で作成してください。

3 適合状況による交付金の減算率

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① キャリアパス要件、定量的要件ともに満たす場合 | 減算なし |
| ② キャリアパス要件のみを満たさない (I、IIとも非該当) 場合 | 10%減算 |
| ③ 定量的要件のみを満たさない場合 | 10%減算 |
| ④ キャリアパス要件、定量的要件ともに満たさない場合 | 20%減算 |

※届出が行われない場合は20%減算

4 提出方法及び提出部数

(1) 原則として、郵送とします。下記へ1部送付してください。

送付先 〒602-8570 (住所記載不要)

京都府健康福祉部高齢者支援課

封筒に、「キャリアパス要件等届出書在中」と朱書してください。

5 提出期限

(1) 平成22年9月までに承認を受けた交付金対象事業者

平成22年9月30日(木)(※消印有効)

(2) 平成22年10月1日以降に承認申請を行う事業者

承認申請日(承認申請と同時に提出)

6 留意事項

(1) 上記期限を過ぎても届出が行われない場合は、キャリアパス要件等を満たさないものとして交付金の額が決定されます。

(2) 上記期限を過ぎてからキャリアパス要件等を満たす旨の届出が行われた場合、届出日の翌月以降提供の介護サービスに関する交付金の額に届出内容が反映されます。

(3) 届出後にキャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合は、変更の届出が必要です。変更内容は、変更届出日の翌月以降提供の介護サービスに関する交付金の額に反映されます。詳しくは、高齢者支援課 介護計画・管理担当(075-414-4579)までお問い合わせください。

(4) 処遇改善交付金につきましては、介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないこととされており、定量的要件に計上した費用に充てることはできません。